

公 示 日 : 2021 年 3 月 3 日

調達管理番号 : 20a01212

国 名 : ラオス

担 当 部 署 : 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案 件 名 : ラオス国病院の保健医療サービスの質および財務管理改善プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 4 月下旬から 2021 年 6 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.47M/M、国内 0.50M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	14 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 3 月 24 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 4 月 5 日 (月) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ラオス保健省（以下「保健省」）は、2025年までのUHC達成に向けて、「保健セクター改革戦略枠組み 2013-2025」において、「保健サービスの供給と病院運営」を取り組むべき5つの柱の中に含め、重要課題と位置付けている。保健省は、2016年に保健大臣令「すべてのレベルの施設における5 Goods 1 Satisfactionによる保健サービスの質保証に関する政策」を発効した。現在は医療の質改善のための病院認証制度の構築に世界保健機関（以下「WHO」）をはじめとする他ドナーと共に取り組んでおり、2021年に病院認証制度の各項目が決定される見込みである。新型コロナウイルスについては、ラオス国内では市中感染は発生していないものの、感染拡大のリスクに備え、保健サービスの供給と病院運営の質及び安定性の重要性は一層高まっている。

我が国は「保健サービスの供給と病院運営」を支援するため、2016年より技術プロジェクト「保健医療サービスの質改善プロジェクト（以下「QHCプロジェクト」）」を通じてラオス国南部4県を対象に、保健医療サービスの質改善モデル（Quality Health Care Model、以下「QHCモデル」）の導入と病院サービスの質の改善を展開してきた。QHCモデルは外来、入院病棟、産科等において設

定された保健医療サービスの質に係る項目に沿って、各病院が自己評価と他者評価を組み合わせることで自ら保健医療サービスに係る課題を発見し、その解決に向けたアプローチを検討、実施するプロセスを体系化したものである。対象の南部 4 県の県病院では本モデルが自主的に運用され、保健医療サービスに係る質改善活動の実施体制が構築されている。QHC プロジェクトの実施により、質改善活動の継続実施や経験共有の取り組みが定着し、各病院が限られた予算のもと質改善計画の策定と実施ができるようになり、対象病院での保健医療サービスに対する患者満足度が向上された。

QHC モデルのガイドラインはラオス政府に提出され、同国初の質改善に係る文書として保健省から発出されるなど具体的な成果を上げたが、郡病院への展開は拡大の余地を残している。保険診療を受けるために、住民は郡病院もしくはよりコミュニティに近い保健センターを受診する必要がある。しかし、郡病院のサービスの質に不満を持つ住民も多く、保健医療サービスの入り口としての役割を果たさず、郡病院の質改善が急務となっている。また、2021 年以降順次導入予定である、上述の病院認証制度との位置づけや病院認証制度下における QHC モデルの運用方針について、整理する必要がある。病院認証制度では保健医療サービスに係る基準が制定されているが、どのように基準を満たしていくのか、という点は今後検討されていく。QHC モデルを改良し、基準を達成するためのツールとして活用することが考えられる他、県や郡ごとに設定される予定の病院認証制度の指標を QHC モデルに反映させ、病院認証制度と連動する形で QHC モデルを活用することが考えられる。

また、ラオスでは保健分野における財務管理の整備が求められている。QHC プロジェクトの実施を通じ、各病院において適切な財務管理ができていないため、質を確保した保健医療サービスの継続的な提供に支障をきたしている点が明らかになった。2019 年には国家健康保険制度の人口カバー率（ビエンチャン市を除く）が 94% となり、住民の医療サービスへのアクセスが増えることが見込まれるものの、病院運営上の財務管理については依然として課題が残っている。病院の財務管理能力の低さや制度の理解不足から、本来同保険でカバーされるべき費用が患者から徴収される他、適正に会計業務を行うことができていないために診療報酬請求が遅れ、病院が必要な予算配分を適切に受けられないなど、継続的な医療サービス提供のボトルネックになっている。

前述の課題を解決するため、病院における保健医療サービスの質と財務管理能力の改善に係る技術協力の要請が、ラオス政府からあげられた。病院認証制度も踏まえ、本事業で改善された QHC モデルの面的拡大によって、保健医療サービスの質を担保するとともに、保健医療サービスを持続的に提供するために必要となる財源を病院レベルで継続的に確保するための、病院の財務管理能力

強化も行う。また、QHC モデルは院内感染対策や患者安全強化といった、感染症対策にも適用可能なため、新型コロナウイルスをはじめとする新興感染症への対応力強化も期待される。以上により、本事業が UHC の目指す、全ての人が経済的な困難を伴うことなく質の高い保健医療サービスを楽しむことに貢献できると考えられる。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021 年 4 月下旬～5 月上旬）
  - ① 既存の文献、報告書等（QHC プロジェクト 事業完了報告書、QHC モデルガイドライン等）をレビューし、プロジェクトの構成（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標、上位目標）、実施プロセスを整理、分析する。
  - ② プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
  - ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ラオス側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
  - ④ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2021 年 5 月中旬～5 月下旬）
  - ① JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
  - ② ラオス側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
  - ③ 保健省、南部の県・郡病院、他ドナーを中心に、病院認証制度と病院の財務管理に係る情報を収集し、課題を分析する。
  - ④ 他調査団員とともにプロジェクトの活動に係る協議に参加する。
  - ⑤ PDM 案、PO 案の作成に協力する。
  - ⑥ R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。

- ⑦ ラオス側保健省との支援内容に関する協議に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ラオス事務所等に報告する。
- ⑨ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2021 年 5 月下旬～6 月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021 年 6 月 30 日（水）までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ハノイ/バンコク/ホーチミン⇒ヴィエンチャン⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 5 月 9 日～5 月 22 日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現地渡航する団員を調整する場合があります。

す。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 保健財政・保健システム (技術参与)

エ) ラオス保健政策 (国立研究開発法人国立国際医療研究センター)

オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ラオス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

ウ) ラオス国内航空券手配：あり

エ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

オ) 通訳備上：英語⇄ラオス語の通訳を提供

カ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

キ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム (TEL:03-5226-8349) にて配布します。

・「病院の保健医療サービスの質および財務管理改善プロジェクト」  
案件概要表 (案)

・「病院の保健医療サービスの質および財務管理改善プロジェクト」  
要請書

・ Project Completion Report “The Project for Improving Quality of Health Care Services”

② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・ QHC Model

[https://www.jica.go.jp/project/laos/017/news/ku57pq00003tc9sl-att/20191130\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/project/laos/017/news/ku57pq00003tc9sl-att/20191130_01.pdf)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上